

歳末大掃除事業

【内 容】 ご自宅の一部の清掃を援助します。
清掃する場所は、次のうち一か所です。

No.	清掃場所	主 な 内 容
1	風 呂	浴室の普段できない所の清掃
2	台 所	流し台や普段手の届かない所の清掃
3	居 間	一番中心に生活されている部屋の清掃
4	換 気 扇	台所の換気扇の清掃
5	庭	庭の掃除・木の剪定

【対 象】 町内在住の令和6年度松伏町社協会員世帯で今後も引き続き会員加入いただける方及び町民税が非課税の世帯の方であり、申請する住所地に居住の実態があり、次の①～③いずれかに該当する方

※生活保護受給世帯・世帯分離は除きます。

- ① 松伏町で障害福祉サービス支給決定を受け、障害支援区分2以上のひとり暮らしの方
- ② 松伏町で介護認定を受け、要介護2以上の65歳以上のひとり暮らしの方
(昭和34年12月31日以前に生まれた方)
- ③ 75歳以上の高齢者のみの世帯の方(昭和24年12月31日以前に生まれた方)

【自己負担】 1,500円

※No. 5 庭の清掃をご希望の方は、自己負担金1,500円をふれあいセンター一かがやき2階までご持参ください。

【添付書類】 障害福祉サービス支給決定を受けている方

……障害福祉サービス受給者証のコピー

介護認定を受けている方……介護保険被保険者証のコピー

75歳以上の方……氏名、住所、生年月日が確認できる書類のコピー

【申請期間】 令和6年9月20日(金)～10月11日(金)

午前8時30分～午後5時15分(土日・祝祭日を除く)

【申請方法】・松伏町社会福祉協議会(ふれあいセンター2階)へ直接お越しいただき、申請書にご記入ください。

・お越しいただくことができない場合は、担当地区の民生委員さんへご相談いただくか、郵送による申請も受け付けておりますので、ご連絡ください。

※この事業を申請し利用するには、歳末たすけあい運動援護金検討委員会の審査がありますので、必ずしも利用できるとは限りません。

※応募多数の場合は、昨年度本事業を利用していない世帯を優先し、抽選とします。

※本事業の利用が決定した方は、業者から直接連絡がありますので、清掃日の日程を調整してください。

問合せ先

松伏町社会福祉協議会

電話 991-2700